

# 指定給水装置工事事業者制度について

## ＜目 次＞

### 指定給水装置工事事業者について

#### ◇ 指定給水装置工事事業者制度

1 指定給水装置工事事業者とは.....	p 1
2 指定について.....	p 1
3 提出先・問い合わせ先一覧.....	p 2

### 申請の手続きについて

#### ◇ 指定の申請

1 指定の申請をするとき.....	p 3
2 申請事項.....	p 3
3 指定の基準.....	p 4
4 指定の手続き.....	p 4

#### ◇ 申請書類に関する留意事項

留意事項.....	p 7
記載例.....	p 9

### 指定後に必要な手続きについて

#### ◇ 給水装置工事主任技術者の選任・解任について.....

届出書記載例.....	p 13
-------------	------

p 13

届出書記載例.....	p 14
-------------	------

p 14

#### ◇ 指定事項の変更

1 変更届出事項.....	p 15
2 提出書類.....	p 15
3 期日、届出先.....	p 15
届出書記載例.....	p 16

p 15

p 15

p 15

p 16

#### ◇ 指定の更新

1 有効期間について.....	p 18
2 更新の手続き.....	p 19
3 指定の失効.....	p 20

p 18

p 19

p 20

#### ◇ 廃止・休止・再開

1 廃止・休止.....	p 21
2 再開.....	p 22
届出書記載例.....	p 23

p 21

p 22

p 23

#### ◇ 指定票の再交付

届出書記載例.....	p 24
-------------	------

p 24

届出書記載例.....	p 25
-------------	------

p 25

#### ◇ 指定の取消し

届出書類等早見表.....	p 26
---------------	------

p 26

届出書類等早見表.....	p 28
---------------	------

p 28

神奈川県企業庁水道部

令和8年1月

# 指定給水装置工事事業者制度

この小冊子は、水道法（昭和32年法律第177号）、同施行規則（昭和32年厚生省令第45号）、神奈川県県営上水道条例（昭和29年神奈川県条例第11号）及び同施行規程（昭和29年企業管理規程第2号）に定める指定給水装置工事事業者に関する手続等について説明するものです。

## 1 指定給水装置工事事業者とは \_\_\_\_\_ 水道法第16条の2

指定給水装置工事事業者とは、水道事業者（神奈川県県営上水道）から給水区域内において給水装置工事を適正に施行する事ができると認められ、その指定を受けた者をいいます。

水道法では、給水装置工事事業者の指定制度について、「給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものであることを供給条件とすることができる」と定めています。このため、水道事業者の給水区域内において給水装置工事の事業を行おうとする場合は、水道事業者へ申請をし、指定を受けたうえで工事を行うことになります。

## 2 指定について

- ・ 指定の基準に適合していれば、指定を受けることができます。
- ・ 住所及び事業所の所在地が給水区域内にない場合でも、指定を受けることができます。
- ・ 指定の申請は随時受け付けています。
- ・ 指定の有効期間は、指定の日から5年間です。

指定給水装置工事事業者は、水道事業者と協力して、安全な水を安定供給するための給水装置工事等を施工しているので、その責務は極めて重大です。したがって「**水道法**」・「**水道法施行令**」・「**水道法施行規則**」・「**神奈川県県営上水道条例**」・「**神奈川県県営上水道条例施行規程**」・「**給水装置工事設計施工基準・解説**」を必ず守るようにしてください。

### 3 提出先・問い合わせ先一覧

受付場所	所在地	電話番号
水道施設課 (工務グループ)	〒231 -8588 横浜市中区日本大通1	045(210)1111 内線 7272
相模原水道営業所	〒252 -0227 相模原市中央区光が丘 2-18-56	042(755)1132 (代)
相模原南水道営業所	〒252 -0303 相模原市南区相模大野6-3-1 高相合同庁舎内	042(745)1111 (代)
津久井水道営業所	〒252 -0157 相模原市緑区中野252-1	042(784)4822 (代)
鎌倉水道営業所	〒248 -0012 鎌倉市御成町12-18	0467(22)6200 (代)
藤沢水道営業所	〒251 -0025 藤沢市鵠沼石上2-6-2	0466(27)1211 (代)
茅ヶ崎水道営業所	〒253 -0042 茅ヶ崎市本村4-5-22	0467(52)6151 (代)
平塚水道営業所	〒254 -0054 平塚市中里50番1号 平塚合同庁舎内	0463(73)6122 (代)
厚木水道営業所	〒243 -0004 厚木市水引2-3-1 厚木合同庁舎別館	046(224)1111 (代)
海老名水道営業所	〒243 -0434 海老名市上郷717	046(234)4111 (代)
大和水道営業所	〒242 -0005 大和市西鶴間3-12-18	046(261)3256 (代)
平塚水道営業所箱根水道センター (新規及び指定票の 再交付申請を除く)	〒250 -0401 足柄下郡箱根町宮城野 626-11	0460(82)4306 (代)

受付場所	受付曜日	受付時間
水道施設課	月曜～金曜 (祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く)	8:30～12:00 13:00～17:15
各水道営業所	月曜～金曜 (祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く)	9:00～12:00 13:00～16:00

## 指定の申請

### 1 指定の申請をするとき

新たに神奈川県県営上水道の給水装置工事事業者の指定を受けようとする時は、神奈川県公営企業管理者あてに指定の申請をしてください。また、指定を受けた後も、個人が法人になった場合や個人が死亡し相続人が事業を継ぐ場合には、新規の指定を受けることになります。（会社合併の場合は、廃止・休止の届出方法（p 22）参照）

### 2 申請事項 ————— 水道法第25条の2、水道法施行規則第19条

- ① 氏名又は名称
- ② 住所（本店）
- ③ 法人にあっては、代表者の氏名
- ④ 神奈川県県営上水道の給水区域内で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地（本店も事業を行う場合は本店も含む）
- ⑤ それぞれの事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名及び免状の交付番号
- ⑥ 機械器具の名称、性能及び数
- ⑦ 事業の範囲
- ⑧ 法人にあっては、役員の氏名  
(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)

### 3 指定の基準 (水道法第25条の3、水道法施行規則第20条、20条の2)

- (1) 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置くものであること。
- (2) 次に掲げる機械器具を有していること。
  - ・金切りのこその他の管の切断用の機械器具
  - ・やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
  - ・トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
  - ・水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること
  - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
  - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ハ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなった日から2年を経過しない者
  - ニ 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - ヘ 法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

\*以上の要件に適合していると認められるときは指定を受けることになります。

### 4 指定の手続き

#### (1) 申請手続き

**受付場所** ⇒ 水道施設課または各水道営業所 (p 2一覧表参照)

\*どの場所でも受け付けますので、ご利用になりやすい場所で申請してください。

\*指定票の交付は、申請された場所で行います。

**手数料** ⇒ 10,000円 (審査手数料)

**受付時期** ⇒ 随時受付

**提出書類**

(水道法施行規則第18条)

- イ 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
  - ロ 機械器具調書（別表）
  - ハ 誓約書（様式第2）
  - ニ 登記事項証明書（法人）※ 発行日から3ヶ月以内の原本
  - ホ 定款（法人）
  - ヘ 給水装置工事主任技術者免状の写し
- \*個人—イ、ロ、ハ、ヘ、 4種類  
法人—イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ 6種類

**申請手続き**

- ① 申請に必要な書類を揃え、受付場所に提出してください。
- ② 受付場所で書類を確認します。
- ③ 書類確認が終わったら、手数料を納入してください。

各水道営業所 - 窓口で納入してください。

水道施設課 - 納入通知書を発行します。取扱金融機関で納入してください。

**(2) 指定****審査**

⇒ 水道施設課にて、「指定の基準」に適合しているかを審査し、  
適合しているときは公営企業管理者による指定をします。

**公 告**

⇒ 指定をした場合は、各水道営業所に新規指定店一覧を掲示しま  
す。

**通知・指定票の交付**

指定の通知を送付しますので、通知を持って受付場所までお越しください。「給  
水装置工事事業者指定票」をお渡しします。（印鑑等は必要ありません。）

\*給水装置工事事業者指定票を紛失又は毀損し、再交付を申請した場合、再交  
付手数料 2,500円がかかります。

**給水装置工事主任技術者の選任**

指定後 2 週間以内に、事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任し、「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」(水道法施行規則第 22 条様式第 3 号) を提出してください。

\*選任時の注意点については、「給水装置工事主任技術者の選任について」( p 13) を参考してください。



**指定手続き完了**

## 申請書類に関する留意事項

申請書等は申請者に作成していただきますが、水道法施行規則の様式にそったものであれば結構です。（様式は次のアドレスのホームページでもダウンロードできますが、水道施設課及び各水道営業所でも申請書等の用紙を配布いたします。）

作成の際には、記載例を参考にすべて申請者が記入し、提出するようお願いします。

ホームページ「指定給水装置工事事業者の登録について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yn3/cnt/f360409/p367402.html>

### 留 意 事 項

#### 共通事項

＜日付＞

- ・日付は必ず届出の日を記入してください。

＜申請者＞

- ・個人営業の場合、氏名又は名称欄に「○○工務店」等の名称を記入し、代表者欄に個人の氏名を記入してください。名称がない場合は氏名又は名称欄に個人の氏名を記入してください。
- ・住所は個人の場合は住民票記載の住所を、法人の場合は登記事項証明書の本店の住所を記入してください。

#### 指定申請書

＜役員＞

- ・法人のみ記入して下さい。
- ・登記事項証明書に掲載されている役員全員を記入してください。
- ・フリガナを必ずふってください。

#### ＜事業の範囲＞

- ・給水装置工事の事業を行うものであることを確認するものです。
- 法人にあっては、定款、登記事項証明書上の「目的」のうち、給水装置工事に関する事業をそのまま記入してください。
- 個人の場合には、ご自身が行っている事業（※）を記入してください。
- 例）「管工事業」、「給排水設備工事業」、「水道工事」等
- ※ 給水装置工事に関する事業である必要があります。

#### ＜事業所＞

- ・神奈川県管上水道の給水区域内で給水装置工事を行う事業所の所在地は、給水区域内にある必要はありません。
- ・給水区域内で工事を行う事業所（本店も含む）が複数の場合は、事業所全てを記入してください。3つ以上ある場合は様式を適宜追加してください。

#### ＜選任されることとなる給水装置工事主任技術者＞

- ・選任予定者を、事業所ごとに記入してください。
- ・フリガナを必ずふってください。

#### 機械器具調書

- ・定められた4種の機械器具が、各1台以上あるようにしてください。
  - ・型式、性能は、記入できる範囲で記入してください。
- (電動・エンジン付き等の工具については、作業能力又は型式を記入してください。)

記 載 例

様式第1 (第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

全て申請者が記入

届出の日付を記入

神奈川県公営企業管理者 殿

○年 △月 ×日

申請者 フリガナ カナガワスイドウ  
氏名又は名称 神奈川水道 株式会社

個人の場合は住民票の住所を記載

住 所 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1  
(電話番号) 045-201-1111

代表者氏名 カナガワ タロウ  
神奈川 太郎

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたい  
ので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
代表取締役 カナガワ タロウ 神奈川 太郎	監査役 フジサワ サブロウ 藤沢 三郎
取締役 カナガワ イチロウ 神奈川 一郎	法人のみ記入
取締役 サカミ ハナコ 相模 花子	登記事項証明書上の役員を全員記入
事業の範囲	給排水衛生設備工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

( 表 面 )

法人の場合には定款・登記事項証明書上の目的のうち、給水装置工事に係るものを記入。個人の場合にはご自身の事業を記入。

例)「管工事業」、「給排水設備工事業」、「水道工事」等

当該給水区域で給水装置工事の事業を行なう事業所の名称	神奈川水道株式会社 本店
神奈川県県営上水道の給水区域内で工事を行なう全ての事業所（本店を含む）	
上記事業所の所在地 電話番号	横浜市中区日本大通り1 045-201-1111
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名(フリガナ)	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
カナカワ イチロウ 神奈川 一郎	12345
サガミ ハナコ 相模 花子	56789
登録する主任技術者全員を記入	
事業所毎に記入してください。	

当該給水区域で給水装置工事の事業を行なう事業所の名称	神奈川水道株式会社 相模原支店
上記事業所の所在地 電話番号	〒252-0236 相模原市中央区富士見6丁目5番8号 0427-55-1132
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名(フリガナ)	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
ヤマト カズオ 大和 和男	23456
サカミ シロウ 相模 次郎	34567

( 裏面 )

## 記載例

別表 (第18条関係)

## 機械器具調書

○年△月×日現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	金切りのこ カッター		2 1	
管の加工用の機械器具	やすり 旋盤		3 1	
接合用の機械器具	パイプレンチ スパンナ		1 2	
水圧テストポンプ	○□△手動式 AB—50C		1	1台以上あればよい
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">4種、各1台以上ずつ</div> <div style="width: 30%;">水道法施行規則の具体例と同様のものあるいは同等以上のもの</div> <div style="width: 30%;">電動、エンジン付き等の工具については、作業能力または型式を記入</div> </div>				
<p>(注) 種別の欄には「機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。</p>				

記 載 例

様式第2（第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、

水道法第25条の3第1項第3号イからまでの

いずれにも該当しない者であることを誓約します。

届出の日付を記入 → ○ 年 △ 月 × 日

申請者

会社の「名称」 → 氏名又は名称 神奈川水道株式会社

本店の住所 → 住所 神奈川県横浜市中区日本大通1

代表者 氏名 神奈川 太郎

神奈川県公営企業管理者 殿

## 給水装置工事主任技術者の選任・解任について

### 1 給水装置工事主任技術者の選任・解任

(水道法第25条の4、水道法施行規則第21条)

指定を受けた後は、事業所ごとに給水装置工事主任技術者免状の交付受けている者の中から給水装置工事主任技術者を選任し、届出をしてください。

その後新たに選任したり解任したときは、神奈川県公営企業管理者に必ず届け出でください。選任できない場合は、事業を休止するか廃止することになります。

- 届出** —— ① 新たに指定を受けたとき  
→ 指定を受けた日から2週間以内に選任し届出
- ② 給水装置工事主任技術者が欠けたとき  
→ 欠けた日から2週間以内に選任し届出
- ③ 給水装置工事主任技術者を追加して選任したとき、又は解任したとき（遅滞なく届出）
- ④ 事業所を新設又は閉鎖したとき、事業を廃止するとき

**提出書類** —— 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（水道法施行規則様式第3）  
給水装置工事主任技術者免状の写し（選任時）

**届出先** —— 水道施設課又は各水道営業所へ届け出でください。  
電子申請（e-kanagawa）でも届出ができます。

#### 選任時の注意

- 一つの事業所で複数の給水装置工事主任技術者を選任する事も可能です。
- 複数の事業所で一人の給水装置工事主任技術者を同時に選任することは原則として禁じられています。

（兼任の原則禁止）

給水装置工事主任技術者を選任する際は、1つの事業所で選任されている給水装置工事主任技術者を同時に他の事業所の選任としないようにしなければなりません。

ただし、事業所を兼任しても職務に特に支障がなければ複数の事業所について一人の給水装置工事主任技術者を選任することも可能です。兼任可能かどうかの判断は原則として選任する者が行いますが、水道事業者が指導する場合もあります。

記載例

様式第3 (第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

神奈川県公営企業管理者 殿

○ 年 □ 月 × 日

本店が届出 → 届出者 指定番号 第 798 号  
氏名又は名称 神奈川水道 株式会社

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選任  
の届出をします。

いずれか又は両方に印をつける

解任

本店以外の場合、事業所を特定する

給水区域内で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	神奈川水道株式会社 相模原支店	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名(フリガナ)	給水装置工事主任技術者 免状の交付番号	選任・解任の年月日
(選任)  二宮 吾郎 ニノミヤ コロウ	53867	×年4月2日
(解任)  大和 和男 ヤマト カスコ	23456	×年3月20日

事業所で複数の給水装置工事主任技術者を選任している場合は、選任した者又は解任した者のみ届出

解任により給水装置工事主任技術者が欠けるときは、解任の日から2週間以内に選任

\* 事業所が2ヶ所以上の場合は、届出書を各事業所1枚ずつ提出してください。

(届出者は本店となります)

## 指定事項の変更

### 1 変更届出事項 (水道法第25条の7、水道法施行規則第34条)

次に掲げる事項に変更があったときは、定められた期間内に神奈川県公営企業管理者に必ず届け出てください。

\*個人及び法人

①氏名又は名称 (法人で、(有)から(株)への組織変更又は合名・合資会社間の組織変更の場合を含みます。)

②住所 (本店)

③事業所の名称又は所在地 (事業所の新設や閉鎖を含みます。)

④選任されている給水装置工事主任技術者の氏名又は免状の交付番号

⑤電話番号

\*法人のみ

⑥役員 (代表取締役、監査役含む)

### 2 提出書類

- ①② ————— 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書…個人  
(水道法施行規則様式第10)  
定款 + 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) …法人  
+  
給水装置工事事業者指定票 (原本)
- ③ ————— 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書  
+ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 + 主任技術者免状の写し
- ④ ————— 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 + 主任技術者免状の写し
- ⑤ ————— 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
- ⑥ ————— 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 + 誓約書 (※1)  
+ 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (※2) + 定款 (※3)

※1 既に登録されている役員の役職の変更、又は退任の場合には不要です。

※2 役員の変更時期から相当期間経過しており、履歴事項全部証明書で変更日が確認できない場合には、当該変更日が確認できる「閉鎖事項証明書」が必要となります。

※3 代表者以外の役員の変更の場合には不要です。

### 3 期日・届出先

変更のあった日から30日以内に水道施設課又は各水道営業所に届け出てください。

(期限内に届出が無い場合は、上記以外の書類や、書面により理由書を提出していた  
だくことになります。)

記 載 例 ①

様式第 10 (第 34 条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

神奈川県公営企業管理者 殿

届出の日 (変更から 30 日以内)

○ 年 × 月 △ 日

変更したときは変更後の名称等		届出者 指定番号 第 798 号 氏名又は名称 神奈川水道 株式会社		
水道法第 25 条の 7 の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。				
フリガナ 氏名又は名称	カナガワスイドウ 神奈川水道 株式会社			本店が届出
住 所	神奈川県横浜市中区日本大通 1			
フリガナ 代表者の氏名	カナガワ 神奈川 太郎			法人は登記年月日
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	
名 称 変 更	神奈川水道設備 株式会社	カナガワスイドウカブシキガイシャ 神奈川水道株式会社	○年 △月□日	
住 所 変 更	神奈川県鎌倉市 御成町 12 番 18 号 (0467-22-6200)	〒231-8588 神奈川県横浜市中区 日本大通 1 (045-201-1111)	○年 □月△日	
事業所の名称	神奈川水道株式会社 相模原南営業所	カナガワスイドウカブシキガイシャ 神奈川水道株式会社 サガミハラシティン 相模原支店	住所変更に伴い 電話番号の変更が ある場合には記載 してください。	
事業所の新設		〒252-0236 神奈川県相模原市中央 区富士見 6 丁目 5 番 8 号 (0427-55-1132)	○年 ×月□日	
事業所の閉鎖	神奈川県相模原市相 模大野 6 丁目 3 番 1 号 (0427-45-1111)	閉鎖	○年 ×月×日	

## 記 載 例 ②

様式第10（第34条関係）

## 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

神奈川県公営企業管理者 殿

○ 年 × 月 △ 日

届出者 指定番号 第 798 号

氏名又は名称 神奈川水道 株式会社

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カナカワシトウ 神奈川水道 株式会社		
住 所	神奈川県横浜市中区日本大通1		
フリガナ 代表者の氏名	カナカワ タロウ 神奈川 太郎		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の変更	神奈川 雪子 (退任)	カナガワ タロウ 神奈川 太郎 (就任)	○年□月○日 ○年□月○日
役員の氏名 (フリガナ)	取締役 相模 花子 (退任)  監査役 大和 和男 (退任)	取締役 ツクリイ ハナコ 津久井 花子 (就任)  監査役 ヤマト シロウ 大和 史郎 (就任)	○年×月△日 ○年×月△日 登記年月日 ○年×月△日 ○年×月△日
氏名変更・就任時には フリガナをふってください。			

## 指定の更新

水道事業者の指定を受けている給水装置工事事業者の指定の有効期間は5年とされ、有効期間内に更新を受けない場合は、その効力を失います。(水道法第25条の3の2)

### 1 有効期間について

指定を受けている給水装置工事事業者は指定票に有効期限が記載されています。

次のアドレスのホームページからも指定有効期限を確認できます。

ホームページ「神奈川県営水道の指定給水装置工事事業者一覧」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yn3/cnt/f360409/jigyouhaitiran20210803.html>

指定の有効期間が満了となる前に、指定の更新手続きを行った時は、更新の決定の日にかかわらず、更新後の有効期間は従前の満了の日の翌日から5年を経過する日までとなります。

例：指定日 2024（令和6）年12月23日

有効期限 2029（令和11）年12月22日までの場合

更新手続きを2029（令和11）年12月1日に行った場合、更新後の有効期間は、2029（令和11）年12月23日から2034（令和16）年12月22日までです。

### 2 更新の手続き

#### （1）更新の要件

水道法第25条の2及び第25条の3を準用し、指定の申請・基準と同様の要件となります。（指定の申請（p3～）「2 申請事項」及び「3 指定の基準」参照）

## (2) 申請手続き

**受付場所** ⇒ 水道施設課

申請に必要な書類を揃え、郵送で申請をしてください。

※新規申請と異なり、原則各水道営業所窓口では受付を行っておりませんのでご注意ください。

**手数料** ⇒ 10,000円（更新事務手数料）

申請書受理後、水道施設課から納入通知書を送付しますので、取扱金融機関等で納付してください。納付確認には日数を要しますが（2～3週間）、ご理解の程よろしくお願ひいたします。

**受付時期** ⇒ 有効期間の満了が近い方に、順次、郵送でご案内します。

ご案内が不達の場合、再発送はいたしませんのでご案内が届かない場合でも有効期間内に更新申請を行うよう注意してください。

**指定票の交付** ⇒ 手数料の納付確認後、審査を行い、指定の基準に適合していた場合は水道施設課から更新後の指定票を郵送します。

## (3) 申請書類

新規指定と同様に以下の書類が必要となります。

- イ 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
- ロ 機械器具調書（別表）
- ハ 誓約書（様式第2）
- ニ 履歴事項全部証明書（法人）※ 発行日から3ヶ月以内の原本
- ホ 定款（法人）
- ヘ 給水装置工事主任技術者免状の写し

\*個人一イ、ロ、ハ、ヘ、 4種類

法人一イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、 6種類

- チ 給水装置工事事業者指定票（原本）

業務上手元に置いておくことが必要な場合、別途ご相談ください。

#### （4）変更があった場合

「住所・電話番号・商号・代表者名・役員名等」の変更があった場合は、水道法第25条の7及び水道法施行規則第34条の規定により、事由発生から30日以内に水道事業者に届け出なければならないこととなっています。

指定の変更（p15～）に基づき、変更届出書を提出してください。有効期間満了に伴う更新申請の際に変更事由が明らかになった場合には、更新申請に先立ち変更を行う必要があります。

また、事由発生から30日以内に届出が無かった変更については、別途追加の書類や、書面により理由書を提出していただく必要があります。

#### （5）営業内容等の確認について

事業の運営に関する基準（水道法第25条の8及び水道法施行規則第36条）に従い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認するため、次の事項について確認させていただきます。

- ① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ② 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ③ 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況（外部、自社内研修等の受講）
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

（配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管接合の経験の有無）

※ 上記の各確認事項については、公表の可否の希望を確認させていただいた上で、県営水道のホームページ等に公表します。

### 3 指定の失効

指定の有効期間内に更新の申請がない場合（やむを得ない事情があった場合も含む）は、指定の失効となります。

再度、指定給水装置工事事業者として当該給水区域内で業務を行う場合は、改めて新規指定の申請を行い、指定を受けなければなりません。

また、指定の有効期間は休止中も含むため（違反行為による業務自粛期間も同様）、休止及び自粛中により申請を失念し期間を超過した場合も同様の取扱いとなります。なお、指定取消しとは異なり、失効後すぐに申請手続きが可能です。

その場合、新たに指定登録がなされるまでは工事の申請等はできません。

## 廃止・休止・再開

給水装置工事の事業を廃止、休止、若しくは再開したときは、神奈川県公営企業管理  
者に必ず届け出てください。(水道法第 25 条の 7)

### 1 廃止・休止

＜廃止・休止について＞

事業を廃止した場合は(業務を縮小により給水装置工事を行わなくなった場合も含む)廃  
止の届出をしてください。また、指定の要件を満たせなくなったとき(指定から 2 週間以  
内に給水装置工事主任技術者を選任できない等)、事業を一時休止したとき等の場合に  
は、事業の休止の届出をしてください。

いったん廃止の届出をすると、再び給水装置工事を行う場合は新たに指定の申請をす  
ることになりますが、休止の場合は再開の届出を提出すれば再び指定給水装置工事事業  
者として給水装置工事の事業を行うことができます。

#### 提出書類

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 (水道法施行規則様式第 11)

+

給水装置工事事業者指定票

#### 期日・届出先

廃止、休止の日から 30 日以内に水道施設課又は各水道営業所に届け出  
てください。

＜廃止扱いになる場合、指定事項変更になる場合＞

指定を受けた後、組織を変更したり他の会社と合併した場合、廃止届後改めて指定の  
申請をする場合と、指定事項変更として届出る場合があります。

次ページの表を参考に、必ず届出をおこなってください。

## 廃止・休止の届出方法

個人	組織変更	個人→法人	廃止届・指定申請
		個人が死亡し、相続人等が事業を継続して行いたいとき	
法人	組織変更	法人→個人	廃止届・指定申請
		有限会社→株式会社	
		持分会社（合名会社・合資会社・合同会社） ↔株式会社	指定事項変更届
		持分会社間（合名会社・合資会社・合同会社）	
合併	指定工事店Aと指定工事店Bが合併	AがBを吸収合併	Aは指定事項変更届、Bは廃止届
		新会社Cを設立（新設合併）	A・Bともに廃止届、Cが指定申請
	Aと指定工事店Bが合併	Aが指定工事店Bを吸収合併	Aは指定申請、Bは廃止届
		新会社C設立（新設合併）	Bは廃止届、Cが指定申請

### 組織変更、合併に伴う廃止・申請の時期

まず、指定申請を行い、指定を受けた後の工事は新会社の名で申請します。元の指定工事店は、新会社が指定を受ける前に受け付けていた工事が全て終了した後で廃止届を提出してください。

新会社と元の会社の指定が2重になる期間ができます。

## 2 再開

休止後事業を再開するときは、再開の届出をしてください。

### 提出書類

#### 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書

(水道法施行規則様式第11)

### 期日・届出先

再開から10日以内に本庁水道施設課又は各水道営業所に届け出してください。

\*届出受理後、「給水装置工事事業者指定票」を返還いたします。

記 載 例

様式第 11 (第 35 条関係)

廃止

指定給水装置工事事業者 休止 届出書  
再開

神奈川県公営企業管理者 殿 届出の日 (廃止・休止から 30 日、再開から 10 日以内)

→ ○年 □月 ×日

届出者 指 定 番 号 第 798 号

氏名又は名称 神奈川水道 株式会社

廃止

水道法第 25 条の 7 の規定に基づき、給水装置工事の事業の 休止 の届出をし

→ 再開

ます。

フ リ カ ナ 氏名又は名称	カナカワスイトウ 神奈川水道 株式会社
住 所	神奈川県横浜市中区日本大通 1
フ リ カ ナ 代表者の氏名	カナカワ タロウ 神奈川 太郎
(廃止・休止・再開) の年月日	○ 年 × 月 □ 日
(廃止・休止・再開) の理由	<p>○ ○ ○ ○ の た め</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin-top: 10px;">           &lt;理由&gt; 業務縮小、営業廃止、事業再開 給水装置工事主任技術者選任不可能など         </div>

## 指定票の再交付

### 1 指定票の再交付 (神奈川県県営上水道条例第 11 条)

給水装置工事事業者指定票を紛失又はき損した場合は神奈川県公営企業管理者に届け出てください。指定票を再交付します。

#### 提出書類

指定票再交付申請書 (神奈川県県営上水道条例施行規程第 10 号様式)

+

き損した場合は、既存の給水装置工事事業者指定票

#### 届出先・手数料

- ① 水道施設課又は各水道営業所に届け出てください。
- ② 書類確認が終わったら、手数料を納入してください。

各水道営業所 - 窓口で納入してください。

水道施設課 - 納入通知書を発行しますので、取扱金融機関で納入してください。

再交付手数料 2,500 円

記 載 例

第10号様式（第9条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

指 定 票 再 交 付 申 請 書

○年 □月 ×日

神奈川県公営企業管理者 殿

申請者 住 所 神奈川県横浜市中区日本大通1  
氏名又は名称 神奈川水道株式会社

次の理由により指定票の再交付を受けたいので、申請します。

指 定 年 月 日	○ 年 × 月 □ 日
指 定 番 号	第 ○○○○ 号
再 交 付 を 受 け る 理 由	○ ○ ○ ○ の た め

↑ <理由> 紛失、き損など

## 指定の取消し

指定給水装置工事事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消す場合があります。(水道法第25条の11)

(指定の基準について) ————— 第25条の11第1項

- ①給水装置工事主任技術者として選任される者をおいていないとき
- ②定められた機械・器具を有しないとき
- ③指定給水装置工事事業者が次のいずれかに該当する者であるとき
  - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
  - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ハ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ニ 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

(給水装置工事主任技術者について) ————— 第25条の11第2項

- ④事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任しないとき
- ⑤選任・解任の届出を遅滞なく届け出なかったとき

(変更等の届出について) ————— 第25条の11第3項

- ⑥指定事項変更、廃止・休止・再開の届出をせず、又は期限内に届出をしないとき
- ⑦変更等について虚偽の届出をしたとき

(事業の運営について) ————— 第25条の11第4項

- ⑧水道法第25条の8、施行規則第36条に定める「給水装置工事の事業の運営に関する基準」に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすことができないと認められるとき

(検査の立会いについて) ━━━━━━ 第 25 条の 11 第 5 項

⑨水道事業者が給水装置の検査を行う際、当該給水装置工事を施行した給水装置工事事業者に対し、施行した事業所で選任されている給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めた場合に、正当な理由なくこれに応じないとき

(報告又は資料の提出について) ━━━━━━ 第 25 条の 11 第 6 項

⑩水道事業者が指定給水装置工事事業者に対し、給水区域内で施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めた場合に、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき

(その他) ━━━━━━ 第 25 条の 11 第 7、8 項

⑪指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大きいとき

⑫不正の手段により指定を受けたとき

\*指定を取り消された場合は\*

指定を取り消された場合は、2年を経過しなければ再び指定を受けることができません。

指定を取り消された場合は、ただちに指定票を返還していただきます。

## 【申請書類早見表】

必要書類	新規指定	更新申請	住所、名称 の変更	代表者、 役員の変更 (法人のみ)	主任技術者 の選任	主任技術者 の解任	廃止 休止	再開	再交付	備考
指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）	●○	●○	—	—	—	—	—	—	—	事務手数料:10,000円(新規・更新申請同じ)
指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）	—	—	●○	●	—	—	—	—	—	
誓約書（様式第2）	●○	●○	—	●※	—	—	—	—	—	※既に登録されている役員の役職変更の場合は不要です。
機械器具調書（別表）	●○	●○	—	—	—	—	—	—	—	
登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	●	●	●	●	—	—	—	—	—	3ヶ月以内の発行のもの(更新手続きと変更申請は併用可)
閉鎖事項証明書	—	—	—	▲	—	—	—	—	—	法務局等から取得した原本をご提出ください。
定款の写し	●	●※1	●	▲	※2	—	—	—	—	役員の変更から長期間経過し、履歴事項証明書で変更日が確認できない場合、閉鎖事項証明書が必要となります。管轄の法務局がコンピュータ化する前の変更であれば、紙の閉鎖事項証明書を取得してください。
給水装置工事主任技術者選任・ 解任届出書（様式第3）	●○ ※	—	—	●○	●○	—	—	—	—	※1 記載事項が現在と異なる場合は、変更の議事録を添付してください。 ※2 代表者以外の役員の変更の場合は不要です。
主任技術者免状の写し又は 主任技術者証の写し	●○	●○	—	●○	—	—	—	●○	—	事業所が複数ある場合は、事業所ごとに届出書が必要です。
指定給水装置工事事業者（廃止 休止 再開）届出書（様式第11）	—	—	—	—	—	—	—	●○	—	更新手続きと選任手続きは併用可
指定給水装置工事事業者指定票 (原本)	—	—	●○ ※1	—	—	—	—	●○ ※1	—	※1 紛失した場合には紛失届(任意様式)を提出してください。 ※2 指定票き損の場合は提出してください。
指定票再交付申請書（第10号様式）	—	—	—	—	—	—	—	●○ ※1	●○ ※1	再交付手数料:2,500円
遅延理由書 (任意様式)	—	—	▲△	▲	▲△	▲△	▲△	▲△	▲△	※1 事由のあつた日から30日(再開は10日)を経過している場合に提出してください。 ※2 次の事項を記入してください。 ・神奈川県公営企業管理者宛て ・提出年月日・住所、氏名、代表者名 ・遅延した届出名

●▲…法人の場合、○△…個人の場合

様式については、県営水道のホームページに掲載されています。インターネットの検索サイトから神奈川県 指定給水で検索して頂き、「指定給水装置工事事業者の登録について - 神奈川県ホームページ (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ym3/cnt/f360409/p367402.html>)」をご参照ください。